

## 山口県立きらら浜自然観察公園広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山口県環境生活部自然保護課（以下「自然保護課」という）が所管する山口県立きらら浜自然観察公園ホームページに広告を掲載することについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の対象範囲)

第3条 広告の掲載は、県の事務または事業の実施に支障を及ぼさず、かつホームページの用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

### (広告掲載の基準)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容の基準は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項各号及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）第4条各号の規定に基づくものとする。

2 前項に定めるもののほか、広告が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強過ぎるもの等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例) 「職員採用情報」等の表現の掲載等

(5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

### (広告掲載の規制業種又は事業者)

第5条 基準第3条に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。広告の掲載期間中に当該業種又は事業者該当することとなった場合も同様とする。

2 掲載する広告の表示内容については、基準第5条に基づくものとする。

### (広告の種類・規格等)

第6条 広告の種類・規格・広告掲載料及び掲載期間は、広告募集要項で定めるものとする。

### (広告の募集方法)

第7条 広告主は、原則として山口県ホームページにより公募するものとする。

(広告掲載の申込み等)

- 第8条 広告の掲載を希望する者は、山口県立きらら浜自然観察公園広告掲載申込書(様式1)を自然保護課に提出するものとする。
- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告の掲載を希望する者が負担するものとする。
  - 3 県は、前項の規定による掲載の申込みがあった場合で必要と認めるときは、掲載希望者に対し、広告の掲載に必要な範囲で資料の提出を求めることができる。

(広告主等の決定及び通知)

- 第9条 県は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第10条の規定に定める山口県広告審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て、広告主候補者を決定する。
- 2 自然保護課は、広告主候補者のうち、掲載申込期間が長いもの、同月の場合は受付順に広告主として決定する。
  - 3 県は審査会において広告掲載の可否を決定したときは、その結果を速やかに、山口県立きらら浜自然観察公園広告掲載決定通知書(様式2)により、広告掲載希望者に対して通知するものとする。

(契約の締結)

- 第10条 県は、前条の規定により広告主を決定したときは、広告主とへの広告掲載に関する契約(以下「契約」という。)を締結するものとする。

(広告掲載料の納付)

- 第11条 広告主は、広告掲載料を県が指定する期日までに、県が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

(広告の変更)

- 第12条 広告主は、広告内容等を変更しようとする場合は、変更しようとする日から起算して10日前までに、山口県立きらら浜自然観察公園広告掲載変更承認願(様式3)により自然保護課に届け出るものとする。
- 2 自然保護課は、掲載の可否について審査会で審査を受けて、その結果を広告主に通知(様式4)するものとする。
  - 3 県は、前項の審査において、広告の内容等が要綱及び基準に反すると判断したときは、広告主に対し、広告の内容等の修正を指示するものとする。
  - 4 広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

(掲載の中止等)

- 第13条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を中止し、又は契約を解除することができる。
- (1) 指定する期日までに広告掲載料が納入されないとき
  - (2) 広告主又は広告の内容が要綱及び基準に反したとき
  - (3) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき
  - (4) 前条第4項の規定による広告内容等の修正等を広告主が行わないとき
  - (5) 広告主が、書面により広告掲載の取下げを申し出たとき
  - (6) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき
- 2 県は、前項の規定により広告の掲載を中止又は契約を解除した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、次項を除く。

2 広告主が広告掲載料を納付後、広告主の責めに帰す理由がなく、県が掲載すべき広告を掲載しなかった期間が一ヶ月あたり一日を超えるときは、掲載しなかった日数に応じて、契約金額について日割り計算により算出した金額を還付するものとする。ただし、当該還付する金額については、利子を付さない。

3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる事由により県がホームページの運用を一時停止した場合は、還付は行わない。ただし、一時停止の期間が1カ月当たり3日を超える場合は、前項の規定に準じて還付するものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(3) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合

(4) その他公益上やむを得ない場合

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、自然保護課が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月19日から施行する。

この要領は、令和3年1月7日から施行する。

(様式1)

年 月 日

山口県立きらら浜自然観察公園広告掲載申込書

山口県知事 様

郵便番号  
申込者 住所(所在地)  
名称  
代表者職・氏名  
(電話 )

山口県立きらら浜自然観察公園広告掲載要領第8条1項の規定により、下記のとおり、広告掲載を申込みます。

記

会社名	
所在地	
代表者職・氏名	
業種	
申込期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月間)
ホームページURL	
広告の概要	
バナー画像	別添のとおり※
ALTテキスト	

※ 広告原稿は電子メール又はCD-R等の記録媒体で提出のこと。

(様式2)

自然保護第 号  
年( 年) 月 日

(申請者)様

山口県知事

山口県立きらら浜自然観察公園広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった山口県立きらら浜自然観察公園への広告掲載について、下記のとおり掲載する(する・しない)ことに決定したので通知します。

記

- 1 広告掲載期間  
年 月 日 から 年 月 日まで ヶ月間
- 2 掲載しない場合の理由

(様式3)

年 月 日

山口県立きらら浜自然観察公園広告掲載変更承認願

山口県知事 様

郵便番号  
申込者 住所(所在地)  
名称  
代表者職・氏名  
(電話 )

山口県立きらら浜自然観察公園の広告掲載内容を変更したいので、下記のとおり承認をお願いします。

記

申込期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月間)
ホームページURL	
広告の概要	
バナー画像	別添のとおり※
ALTテキスト	

※広告原稿は電子メール又はCD-R等の記録媒体で提出のこと

(様式4)

自然保護第 号  
年( 年) 月 日

(申請者)様

山口県知事

山口県立きらら浜自然観察公園広告掲載決定通知書

年 月 日付けで変更の申込みのあった山口県立きらら浜自然観察公園への広告掲載について、下記のとおり掲載する(する・しない)ことに決定したので通知します。

記

- 1 広告掲載期間  
年 月 日 から 年 月 日まで ヶ月間
- 2 掲載しない場合の理由